

大阪府立能勢高等学校農場内自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立能勢高等学校（以下「学校」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

所在地	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜)	位置
豊能郡能勢町山内 19-6	農場実習棟 1 階 収納調整室北側 (屋外)	0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満	1	17,300 円	別図 参照

※ 設置面積には、使用済み容器の回収ボックスを含みません。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間とします。

② 使用料

学校が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

使用料は、年度ごとに大阪府（大阪府教育委員会教育長）の発する納入通知書により、使用開始前又は年度開始前の大阪府（大阪府教育委員会教育長）が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置・維持補修及び撤去に要する一切の費用は設置事業者の負担とします。販売機の設置等を行う場合は事前に学校と協議し、その指示に従うとともに、生徒や職員の安全に努めてください。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、学校が指定する期限までに全額納入してください。

電気使用料は、自動販売機に設置する電気量子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む）＝各施設の使用電力量料金／使用電力量

④ 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、公募物件に示した設置面積を超えないものを設置してください。また、日本産業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）、自動販売機据付基準（2008年策定版）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む）について、学校の承認を受けてください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、学校と協議するとともに、その指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、スポーツドリンク、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトルなどの密閉式容器及び紙パックとし、酒類・タバコの販売は厳に行わないこと。
- ⑥ 販売品の販売金額（全て消費税額込み）は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、リース等の契約により、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結しなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません。
- ② 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（ペットボトル・紙パック等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自動販売機1台に1個以上設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥ 大阪府が指定管理者と協議を行うにあたって、設置事業者に協力を求める場合は協力すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府（学校）に請求することができません。

(5) 売り上げ実績等の報告

設置事業者は、許可を受けた自動販売機の設置期間中における売り上げ実績（売上額、商品単価別販売数）を月毎に集計し、毎年年度末に報告するものとします。

4 参考データ

(1) 大阪府立能勢高等学校農場に勤務する教職員数等

令和元年11月30日現在	
区分	人数
教職員	9人
生徒	100人

(2) 平成30年度の自動販売機の売上額及び月間電気料

物件番号	設置場所	種類	H30年1月～H30年12月(12ヶ月)		
			売上数	売上額	光熱水費
1	大阪府立能勢高等学校 食堂出入口付近(屋外設置)	ペットボトル 紙パック	3,080本	373,560円	電気代 25,084円
2	大阪府立能勢高等学校 食堂出入口付近(屋外設置)	ペットボトル	2,465本	312,440円	

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

① 郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和2年1月14日(火)～令和2年1月28日(火) 必着
送り先 〒563-0122 大阪府豊能郡能勢町上田尻580
大阪府立能勢高等学校 事務室 宛

② 持参する場合

申込受付期間 令和2年1月14日(火)～令和2年1月28日(火)
【午前8時30分～午後4時30分】
なお、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日は受付を行いません。
提出先 大阪府豊能郡能勢町上田尻580
大阪府立能勢高等学校
※持参の場合は、申込書類は封入してください。

郵送、持参いずれの場合も、封筒表面に「自動販売機応募」と朱書きすること。

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(学校指定様式)
- ② 誓約書1(学校指定様式)
- ③ 誓約書2(学校指定様式「公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱」様式)
- ④ 販売品目(学校指定様式)※自動販売機のカatalog添付のこと
- ⑤ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、学校が設定する最低使用料以上の額で、それぞれの公募物件に応募し、かつ、最高の価格で申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。
- (3) 最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- (4) 設置事業者の決定は、令和2年1月30日（木）の予定です。設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページ（財産活用課・学校）に決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和2年2月13日（木）までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」（6）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

学校指定様式等は設置事業者決定後に学校からお渡しします。

- ① 行政財産使用許可申請書（学校指定様式）
- ② 自動販売機設置位置図
- ③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力などの仕様があるもの、応募時に添付している場合は不要）
- ④ 自動販売機の管理関係証明書（学校指定様式）
- ⑤ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状（代表者以外が申請を行う場合のみ必要）
〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- ⑦ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ⑧ 法人の場合、「公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱」に基づく役員名簿※

※ 設置事業者に決定した者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、決定者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部に提供します。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府立能勢高等学校事務室 担当 山脇

大阪府豊能郡能勢町上田尻580

電 話 072-737-0666

FAX 072-737-1046